セ ン タ ー だ よ り

第４号　令和６年１２月４日

小松島市青少年健全育成センター

【冬休みをむかえるにあたって】

もうすぐ冬休みです。

冬休みは，クリスマスやお正月など楽しいイベントがあります。その中で，年末は，今年１年を振り返るよい時期でもあります。今年はあなたにとって良い年でしたか？また，年始は，１年の大きな節目の時期です。一人ひとり目標を立て，実現できるように努力しましょう。良い1年になるよう願っています。

また，安全・安心に注意して楽しく冬休みを過ごしてください。

これから，ますます寒さが厳しくなってきます。時と場に応じて臨機応変に感染予防対策（手洗い・手指消毒・うがい，３密の回避・適切なマスクの着用など）を実行してください。そして，充実した冬休みを過ごし，年明けには，元気に登校しましょう。

【スマートフォン・インターネットの使用上の注意点】

スマホやネットの使用に関連した被害やトラブルが依然として多発しています。次のようなルールに基づいた使用を心がけましょう。

１．フィルタリングの設定を行う。
２．ＬＩＮＥやメールに夢中にならない。
３．悪口を書き込まない。また，直接，対話の機会を増やし，相手の気持ちを確かめましょう。
４．ＳＮＳ等への不用意な投稿をしない。
　※個人情報を絶対に教えない。
５．歩行中や自転車運転中は使用しない。
６．トラブルになった時は，保護者や先生に相談する。

※個人情報とは

氏名，住所，生年月日，性別，電話番号，メールアドレス，写真など個人を特定できるもの。プライバシー保護に注意して取り扱わなければなりません。

【上勝町連合運動会開催】

９月２２日，晴天の下，上勝町の連合運動会が開催されました。

たくさんの町民の方が一堂に会して，楽しい１日をすごすことができました。

様々な競技の中で，幼児・小中学生・保護者・高齢者の方々などが交流を深めました。

上勝中学校のグランドに，町民の歓声が響き渡りました。

【要注意！自転車のながらスマホ，罰則強化】

自転車では，飲酒運転・信号無視・安全運転義務違反など１５項目が危険行為に指定されています。

14才以上の人は，３年間に２回以上の摘発を受けた場合，「自転車運転者講習」の受講が義務づけられており，受講しないと５万円以下の罰金となります。

☆自転車安全運転五則

①自転車は車道が原則，歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で，車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
　・飲酒運転，二人乗り，並進，傘差し，スマホ使用運転の禁止（罰則がより厳しくなった）
　・夜間はライトを点灯
　・交差点での信号遵守と一時停止，安全確認
⑤本年より，ヘルメットの着用が運転者全員の努力義務となりました。
　（頭部の保護が命を守ります。）

★ 11月1日に施行された改正道路交通法では，自転車の「ながらスマホ」の罰則が強化され，「ながらスマホ」による交通事故を起こした場合，1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。事故を起こさなくても通話や画面を注視しながら自転車運転をした場合，6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科されます。

小松島市青少年健全育成センター
電話・ＦＡＸ（０８８５）３２－１３９８
電話相談　　（０８８５）３２－５５６０
（なんでも相談ください。あなたの秘密は守ります。）